

江田島市での起業や新たなチャレンジを検討している事業者の皆さまへ がんばりすと応援事業補助金第1回審査会【4月30日(木)締切】 への事前相談を受け付けています！

☎ 商工観光課 ☎0823-43-1632

1 補助金の種類

	内容
起業支援補助	市内で新規開業や異業種参入等、本市の特色を活かした事業を新たに開始するための活動を支援します。 上限額 100万円 (補助対象経費の2分の1以内)
チャレンジ支援補助	市内で新商品又は観光メニューの開発に取り組むための活動を支援します。 上限額 50万円 (補助対象経費の2分の1以内)

※新規開業の場合、開業届や法人設立届の提出前に市までご相談ください。
※起業支援補助については、江田島市商工会が実施する創業塾又はその他の団体が実施する特定創業支援等事業を受講することが必須条件です。

2 補助対象経費

	対象経費
起業支援補助	施設整備費・備品・什器等購入費、販路拡大に係る委託料
チャレンジ支援補助	新商品開発に係る委託料又は備品・什器等購入費又は観光メニュー開発に係る施設整備費、委託料及び備品・什器等購入費

3 審査会の実施予定時期

	審査会実施予定日	申請 (エントリー) 受付期限
令和8年度第1回目	5月下旬頃	4月30日(木)まで

4 審査会の方式

審査委員会を設置し、複数の審査委員により審査の上、採択します。

	審査方式
起業支援補助	プレゼンテーション
チャレンジ支援補助	書類審査のみ

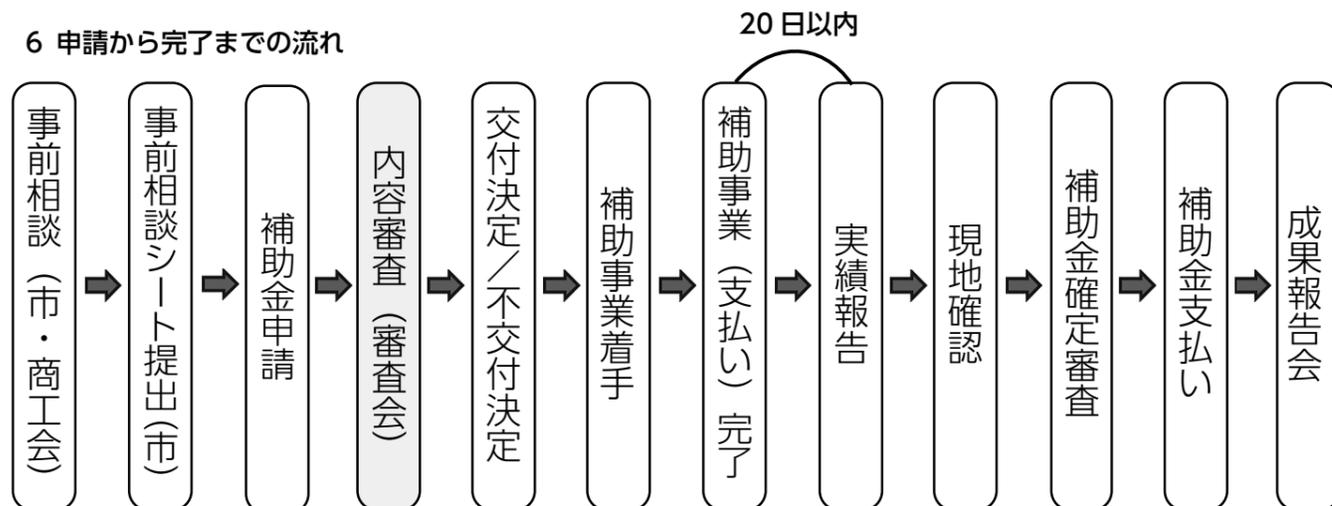


← 申請書類や制度の詳細はこちら

5 採択について

起業支援補助 6件程度 チャレンジ支援補助 4件程度

6 申請から完了までの流れ



※申請を予定している方は、はじめに事前相談シートを提出してください。
※支援対象事業の完了期限は、原則として、申請年度の3月10日までです。
※不交付の場合でも、次回審査会への再チャレンジが可能です。

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業

☎ 財政課 ☎0823-43-1629

国の補正予算による、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、次の事業を実施します。
各事業については、担当課にお問い合わせください。

実施事業

事業	事業費	実施内容	担当課
物価高騰対策生活支援事業 (商品券配付事業)	2億9,640万円	市民に商品券を配付し、日常生活の支援と、地域経済の活性化を図ります。	商工観光課
物価高騰対策緊急支援事業 (交通事業)	4,310万円	本市発着の航路や市内で運行している交通事業者に対し、燃料高騰分の一部を支援します。	企画振興課
江田島市社会福祉施設等支援金支給事業	1,844万円	市内の社会福祉施設等に対し、運営に係る経費の負担を軽減するため、支援金を支給します。	高齢介護課

各事業について、準備ができ次第、順次実施します。

物価高騰対策生活支援事業 (商品券配付事業)

☎ 商工観光課 ☎0823-43-1632

物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するため、全市民へ商品券を配付します。

対象者 江田島市の住民基本台帳に記録されている方

給付額 1人あたり 13,000円分 (1,000円券×13枚綴り)

内訳は以下の通りです。

- ・一般店舗・大型店舗共通券 (赤色) : 8,000円分 (大型店舗を含む全取扱店で使用可能)
- ・一般店舗専用券 (青色) : 5,000円分 (大型店舗を除く、市内の中小店舗・飲食店・コンビニ・ガソリンスタンド等で使用可能)

配付時期 6月頃から順次発送予定

世帯主宛に、世帯員分をまとめて発送 (ゆうパック等対面による方法)

ご不在の場合は「不在票」が入りますので、再配達をご依頼ください。

取扱店舗 江田島市内の店舗等 (江田島市外では使用できません) ※取扱店舗は今後公募予定です。



▲商品券の詳細はこちら

不法投棄、資源ごみの持ち去りは犯罪です

☎ 地域支援課 ☎0823-43-1637

本市では、不法投棄の多いごみステーションなどに監視カメラを設置し、定期的にごみの排出状況や資源ごみの持ち去りなどを確認しています。悪質なごみ出しや持ち去りは、監視カメラの画像を確認し、場合によっては関係機関と連携して対処しています。刑事事件となった事案もありますので、ごみ出しマナーの順守にご協力ください。

不法投棄とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、同法で定めた処分場以外に廃棄物を投棄することをいいます。道路や空き地などに投棄するほか、「ポイ捨て (対象物が小さい場合のこと)」や収集日以外に集積所 (ごみステーション) にごみを出す行為も含まれます。また、ごみステーションであっても、出してはいけないごみ (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目、車やバイクの部品・タイヤなど) を出したり、事業所や店舗から出たごみをごみステーションに出すことも不法投棄です。

罰則について

「ごみの不法投棄」は犯罪 (廃棄物処理法違反) です。個人が不法投棄をした場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方の刑、法人の場合は、3億円以下の罰金刑と規定されています。

資源物 (古紙・アルミ缶など) は、自治体に所有権が帰属するため、持ち去ると窃盗罪 (10年以下の懲役または50万円以下の罰金) に問われる可能性があります。